

兵庫県立大学生涯学習交流センター規程

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学地域創造機構規程（平成25年兵庫県立大学規程第89号）第6条第2項の規定に基づき、生涯学習交流センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生涯学習の基本的事項に関する方針及び計画に関すること。
- (2) 生涯学習に係る広報に関すること。
- (3) 生涯学習に係る事業の実施に関すること。
- (4) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (5) 関係機関との連携・調整業務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、全学的な生涯学習に関すること。

(組織等)

第3条 センターに、次に掲げる職を置く。

- (1) 生涯学習交流センター長
 - (2) 生涯学習交流センター長補佐
- 2 センター長は、機構長をもって充てる。
- 3 センター長補佐は、センター長の推薦に基づき、機構長が指名する。
- 4 センター長補佐は、センター長の職務を補佐する。
- 5 センター長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(生涯学習推進会議)

第4条 センターの運営に係る重要事項について審議するため、生涯学習推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。